

豊田市信用保証料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号）に定めるもののほか、小規模企業等振興資金、豊田市商工業者事業資金及び経済環境適応資金創業等支援資金（以下「対象融資資金」という。）に係る信用保証料に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付目的)

第2条 この補助金は、市内の中小企業者が借り入れた対象融資資金に係る信用保証料の一部を補助することにより、当該中小企業者を支援し、もって本市の商工業の活性化を図ることを目的とする。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付対象者（以下「補助事業者」という。）は、対象融資資金を借り入れた中小企業者で、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 市内に住所（法人の場合は、本店の所在地）を有すること。
- (2) 市内に事業所を有すること。
- (3) 愛知県信用保証協会の保証対象者であること。
- (4) 別表第1に掲げる市内の金融機関から対象融資資金を借り入れていること。
- (5) 市内において対象融資資金を運用すること。
- (6) 信用保証料を一括で支払っていること。
- (7) 市税を滞納していないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）でないこと。
- (9) 暴対法第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が役員等になっていないこと。
- (10) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していないこと。

(補助金額等)

第4条 補助金の交付対象となる信用保証料の額（以下「補助対象保証料額」という。）は、融資金額から借換資金の額を控除した額を融資金額で除して得た割合（百分率で小数点第2位以下切捨て。以下「対象融資割合」という。）を一括支払いした信用保証料の額に乗じて得た額とする。

- 2 補助金の額は、補助対象保証料額に75パーセント（以下「補助率」という。）を乗じて得た額とする。
- 3 前項の場合において、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

4 前2項の規定にかかわらず、補助金の額は、1の申請につき50万円を限度とする。

(補助金交付の除外)

第5条 対象融資資金に係る融資制度によって認められた既往債務の返済猶予に係る信用保証料については、この補助金の交付の対象としない。

(交付の申請)

第6条 小規模企業等振興資金又は豊田市商工業者事業資金に係る、補助金の交付の申請をしようとする補助事業者(以下「交付申請者」という。)は、取扱金融機関による信用保証料の支払証明を受けた信用保証料補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付し、対象融資資金を借り入れた日から起算して14日以内に市長に提出しなければならない。

(1) 信用保証料を一括で支払ったことを証明する書類又はその写し

(2) 信用保証書の写し

(3) 借換えをしている場合は、それを証明する書類(約定利息を含まない元金が分かるもの)

(4) 市税の完納証明書又はその写し

(5) その他市長が必要と認める書類

2 経済環境適応資金創業等支援資金に係る申請をしようとする交付申請者は、取扱金融機関による信用保証料の支払証明及び豊田商工会議所又は商工会による推薦を受けた信用保証料補助金交付申請書兼実績報告書(様式第2号)に次に掲げる書類を添付し、対象融資資金の借入れを行い、交付申請者が豊田市内で事業を営んでいることが確認できるようになった日から起算して14日以内に市長に提出しなければならない。ただし、交付申請者が借入れ時点で既に事業を開始している場合は、対象融資資金を借り入れた日から起算して14日以内に市長に提出しなければならない。

(1) 信用保証料を一括で支払ったことを証明する書類又はその写し

(2) 信用保証書の写し

(3) 借換えをしている場合は、それを証明する書類(約定利息を含まない元金が分かるもの)

(4) 市税の完納証明書又はその写し

(5) 創業計画書の写し

(6) 愛知県信用保証協会に提出した「信用保証委託申込書」及び「保証人等明細」の写し

(7) 愛知県信用保証協会に提出した「信用保証依頼書」の写し

(8) 役員名簿(役員の氏名、役職名、生年月日、住所が記載されたもの)

(9) 委任状(交付申請者が信用保証料補助申請を金融機関に委任する旨のもの及び商工会議所又は商工会に委任する旨のもの)

(10) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請及び実績報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、予算の範囲内において補助金の交付の決定及び交付すべき補助金の額の確定をし、信用保証料補助金交付決定通知書兼確定通知書（様式第3号）により、交付申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 前条の通知を受けた交付申請者は、速やかに所定の請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書が提出されたときは、遅滞なく補助金を交付するものとする。

(繰上償還による補助金の返還)

第9条 補助金の交付を受けた補助事業者は、借入金の繰上償還により信用保証料の一部の返戻を受けたとき、又は返戻を受けることが確実であるときは、既に交付を受けた補助金額から次項に掲げる繰上償還後の補助金額を控除した額を市長に返還しなければならない。

2 前項の繰上償還後の補助金額は、当初に一括支払いした信用保証料の額から繰上償還により返戻を受けた信用保証料の額を控除した額に対象融資割合及び補助率を乗じて得た額とする。

(調査等)

第10条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、取扱金融機関及び補助金の交付を受けた補助事業者に対して、指示をし、調査を行い、又は報告を求めることができる。

(交付決定の取消し等)

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 提出書類に虚偽の事項を記載して補助金の交付を受けたとき。

(3) 第3条第8号から第10号までのいずれかに該当したとき。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、昭和55年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱は、施行日以後の借入れを実行したものについて適用し、施行日前に借入れしたものは、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱は、施行日以後の借入れを実行したものについて適用し、施行日前に借入れしたものは、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年8月7日（以下「施行日」という。）から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱は、施行日以後の借入れを実行したものについて適用し、施行日前に借入れしたものは、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱は、施行日以後の借入れを実行したものについて適用し、施行日前に借入れしたものは、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱は、施行日以後の借入れを実行したものについて適用し、施行日前に借入れしたものは、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱は、施行日以後の借入れを実行したものについて適用し、施行日前に借入れしたものについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱は、施行日以後の借入れを実行したものについて適用し、施行日前に借入れしたものについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱は、施行日以後の借入れを実行したものについて適用し、施行日前に借入れしたものについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年5月18日（以下「施行日」という。）から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱は、施行日以後の借入れを実行したものについて適用し、施行日前に借入れしたものについては、なお従前の例による。
(要綱の失効)
- 3 この要綱は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。ただし、施行日から失効期日までに融資が実行されたものについては、引き続きその効力を有する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この要綱は、施行日以後の借入れを実行したものについて適用し、施行日前に借入れしたものについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この要綱は、施行日以後の借入れを実行したものについて適用し、施行日前に借入れしたものについては、なお従前の例による。

(要綱の失効)

3 この要綱は、平成30年3月31日限り、（以下「失効日」という。）限り、その効力を失う。ただし、施行日から失効日までの間に借り入れた対象融資資金については、失効日後も、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 改正後の豊田市信用保証料補助金交付要綱の規定は、施行日以後に借り入れた対象融資資金に係る信用保証料について適用し、施行日前に借り入れた対象融資資金に係る信用保証料については、なお従前の例による。

3 この要綱の施行の際、現に改正前の豊田市信用保証料補助金交付要綱の規定に基づいて作成されている様式は、改正後の豊田市信用保証料補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 改正後の豊田市信用保証料補助金交付要綱の規定は、施行日以後に借り入れた対象融資資金に係る信用保証料について適用し、施行日前に借り入れた対象融資資金に係る信用保証料については、なお従前の例による。

3 この要綱の施行の際、現に改正前の豊田市信用保証料補助金交付要綱の規定に基づいて作成されている様式は、改正後の豊田市信用保証料補助金交付要綱の規定に

かかわらず、当分の間、使用することができる。(要綱の失効)

- 4 この要綱は、平成33年3月31日(以下「失効日」という。)限り、その効力を失う。ただし、施行日から失効日までの間に借り入れた対象融資資金については、失効日後も、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の豊田市信用保証料補助金交付要綱の規定は、施行日以後に借り入れた対象融資資金に係る信用保証料について適用し、施行日前に借り入れた対象融資資金に係る信用保証料については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際、現に改正前の豊田市信用保証料補助金交付要綱の規定に基づいて作成されている様式は、改正後の豊田市信用保証料補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

別表第1（第3条関係）

取扱金融機関

三菱 UFJ 銀行	豊田支店	豊田信用金庫	本店営業部	
	豊田南支店		青木支店	
三井住友銀行	豊田支店		朝日支店	
十六銀行	豊田支店		足助支店	
三重銀行	豊田支店		稲武支店	
愛知銀行	豊田支店		井上支店	
	豊田南支店		大林支店	
	豊田浄水支店		神池支店	
名古屋銀行	豊田営業部		上郷支店	
	豊田南支店		猿投支店	
	豊田浄水支店		下市場支店	
	豊田東支店		浄水支店	
中京銀行	豊田支店		陣中支店	
大垣共立銀行	豊田支店		高岡支店	
岡崎信用金庫	豊田支店		高橋支店	
	豊田南支店		土橋支店	
	上拳母支店		堤支店	
	豊田美里支店		野見山支店	
	高岡支店		卜ヨ夕町支店	
	前山支店		藤岡支店	
碧海信用金庫	豊田支店		瀬戸信用金庫	保見支店
	豊田南支店			元町支店
	豊田西支店			八橋支店
	高岡支店			山之手支店
	豊田東支店			若宮支店
	上郷支店			田中支店
	豊田寿町支店	豊田支店		
	豊田朝日支店	猿投支店		
百五銀行	豊田支店	藤岡支店		

様式第1号（第6条関係）

信用保証料補助金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

豊 田 市 長 様

（申請者）住 所

法人名・商号

氏 名

®

（法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名、
個人の場合は、商号があれば記入すること）

対象融資資金に係る信用保証料を支払いましたので、豊田市信用保証料補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり補助金の交付を申請します。

対象融資資金	<input type="checkbox"/> 振 <input type="checkbox"/> 振小 <input type="checkbox"/> マルトヨ
信用保証決定日	年 月 日
融資資金借入日	年 月 日
融資金額等	融資金額 A 千円
	借換資金の額 B 千円
	新規借入金額 $\frac{A-B}{A}$ 千円 対象融資割合 $((A-B)/A)$ C <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> . <input type="checkbox"/> % ※1
信用保証料額	D 円
信用保証料支払日	年 月 日
補助対象信用保証料	D 円 × C <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> . <input type="checkbox"/> = E 円
補助金額	E 円 × 75% = 000円 ※2
補助金申請額	000円 ※3 （補助金上限額 500,000円）

（備考）※1：小数点第2位以下切捨て

※2：千円未満切捨て

※3：(E×75%)と50万円のいずれか少ない方の額

（注意）□のところは、該当するものにレ印を付してください。

信用保証料支払証明書

上記申請者が信用保証料を支払ったことを証明します。

年 月 日

金融機関名

印

様式第2号（第6条関係）

信用保証料補助金交付申請書兼実績報告書
（経済環境適応資金 創業等支援資金）

年 月 日

豊 田 市 長 様

（申請者）住 所

法人名・商号

氏 名

印

（法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名、
個人の場合は、商号があれば記入すること）

対象融資資金に係る信用保証料を支払いましたので、豊田市信用保証料補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり補助金の交付を申請します。

対象融資資金	経済環境適応資金 創業等支援資金
信用保証決定日	年 月 日
融資資金借入日	年 月 日
融資金額等	融資金額 A 千円
	借換資金の額 B 千円
	新規借入金額 A - B 千円 対象融資割合 $((A - B) / A) \times 100$ C □ □ □ . □ % ※ 1
信用保証料額	D 円
信用保証料支払日	年 月 日
補助対象信用保証料	D 円 × C □ □ □ . □ = E 円
補助金額	E 円 × 75% = 000円 ※ 2
補助金申請額	000円 ※ 3 （補助金上限額 500,000円）

（備考）※ 1：小数点第2位以下切捨て

※ 2：千円未満切捨て

※ 3：(E × 75%) と 50万円のいずれか少ない方の額

（注意）□のところは、該当するものにレ印を付してください。

信用保証料支払証明書

上記申請者が信用保証料を支払ったことを証明します。

年 月 日

金融機関名

印

推薦書

上記申請者が補助金交付条件を満たしていることを確認しましたので推薦します。

年 月 日

商工会議所・商工会名

印

様式第3号（第7条関係）

豊商観発第 号
年 月 日

様

豊田市長 太田 稔彦

信用保証料補助金交付決定通知書兼確定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました平成 年度信用保証料補助金について、豊田市信用保証料補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり交付の決定及び交付すべき補助金の額を確定し、通知します。

記

対象融資資金（略称）	
保証番号	
融資資金借入日	
補助対象融資額	
補助対象信用保証料	
補助率	%
補助金額	円

※豊田市信用保証料補助金の対象外制度又は自己資金等で繰上償還（保証期日より早く完済）し、愛知県信用保証協会から信用保証料が返戻された場合、豊田市信用保証料補助金交付要綱第9条の規定に基づき、残存期間分に相当する補助金は返還していただきます。

連絡先 産業部 商業観光課 商業振興担当
電話 (0565) 34-6642 (直通)